

# 特別加入 事業主も家族従業員も入れて安心 労働保険は民商の事務組合へ

労働者（職人・従業員）が一人いれば強制加入です。

法律では、常時労働者（職人、従業員）を一人でも使用する事業主は、業種と規模を問わず必ず労働保険（労災保険と雇用保険）に加入しなければならないことになっています。

民商の事務組合なら3つのメリットがあります。

- ①事業主及び家族従業員も労災保険に加入OK。
- ②労働保険料を年三回に分割納付が可能。
- ③事業主自身の事務処理が軽減され、安い費用で労力も省ける。

民商は、中小事業者、従業員が安心して働けるよう、加入の窓口を開いています。



Aさん(ガラス製造販売)

取り付け作業中に工具で負傷。11日間の入院と1カ月の自宅療養に。さっそく休業給付と療養給付を申請。お金の心配をすることなく、治療に専念できたいへん助かりました。

屋根の修理中に、はしごから落下。病院に行くと右足骨折で全治8ヵ月と診断。休業給付を受給しながら療養。完治はできませんでしたが、障害給付を受けられることになりホッと一安心です。



Bさん(建設)



Cさん(機械製造)

機械の組み立て作業中に足元の工具につまづき、転倒は免れたもののその拍子に腰をひねり負傷。1ヵ月半仕事を休むよう診断。休業給付を受け、ただいま静養中です。



ごそんじですか？

労災保険に未加入の事業主に対する費用徴収制度が厳しくなりました。

2005年11月1日より、労災保険未加入の事業主に対する費用徴収制度が改正されました。

事業主が労災保険の加入の手続きをしていない期間中に労災事故が発生した場合、事業主はさかのぼって保険料を徴収される他に、労災保険から給付を受けた金額の100%または40%費用が徴収の対象となります。ご注意ください。

例えば…

建設工事業で年間の元請工事の予定額が200万円、事業主本人が日額7,000円の特別加入に加入した場合

※2009年4月1日現在の労災保険料率1000分の13で計算

<労災保険料年額>

労災保険料 特別加入労災保険料  
5,460円 + 33,215円 = 38,675円

以下の給付内容が受けられます。

治療費、入院費、手術代など一切無料！

休業しても平均賃金  
60%～80%を給付！

治療後の後遺症にも、  
障害等級に応じた給付も！

この他にも遺族補償、葬祭料などもあります。

◇年間保険料の他に、事務組合費が必要です。

税金・融資・記帳・開業のご相談はお近くの民商へ（受付は午前10時～）

0120-22-0000

http://www.daishoren.jp.org E-mail:info@daishoren.jp.org